

## 審査請求書（不作為用）の書き方

1 この「審査請求書（不作為用）」は、国税庁長官（又は財務大臣）に対して、不作為についての審査請求をする場合に使用します。審査請求書は正本及び副本の2通を提出してください。

なお、この審査請求書は、国税庁長官（又は財務大臣）又は不作為に係る行政庁以外には提出できませんので、ご注意ください。

（注） 「不作為」とは、法令に基づく申請に対して、相当の期間内に何らの処分もしないことをいいます。

2 この請求書の各欄は、次により書いてください。

(1) 「\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日」欄

審査請求書の提出年月日を記載してください。

(2) 「\_\_\_\_\_税務署長・\_\_\_\_\_国税局長経由」欄

不作為に係る行政庁を経由して審査請求書を提出する場合、審査請求書を提出する行政機関の長を記載するとともに不要文字を削除又は抹消してください。

（例） 1 ××署長を経由して審査請求書を提出する場合

「××税務署長・~~\_\_\_\_\_~~国税局長経由」

2 ××局長を経由して審査請求書を提出する場合

「~~\_\_\_\_\_~~税務署長・××国税局長経由」

また、国税庁長官（又は財務大臣）に審査請求書を提出する場合には、当該欄には記載しないでください。

(3) 「住所又は所在地（納税地）」欄

審査請求をしようとする方の住所又は法人の所在地を記載してください。

住所又は所在地と納税地が異なる場合には、上段に住所又は所在地を、下段に納税地を括弧書で記載してください。

(4) 「総代又は代表者（管理人）」欄

総代を互選している場合には、総代の住所又は居所及び氏名を記載し、「総代選任書」を必ず添付してください。審査請求人が法人である場合（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも含む。）には、代表者又は管理人の住所又は居所及び氏名を記載し、「代表者（管理人）資格証明書」を必ず添付してください。

なお、「総代選任書」及び「代表者（管理人）資格証明書」については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されておりますのでご利用ください。

(5) 「代理人」欄

代理人が選任されている場合には、その方の住所又は居所若しくは所在地及び氏名又は名称を記載し、委任状を必ず添付してください。

なお「委任状」については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】に掲載されておりますのでご利用ください。

(6) 本文中の「\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付」及び「(不作為庁)\_\_\_\_\_」の部分には、署長、局長又は国税庁長官（又は財務大臣）に提出した申請書の日付及び不作為庁の名称を記入してください。

(7) 「1 法令に基づく申請の内容」欄

審査請求の対象とする署長、局長又は国税庁長官（又は財務大臣）の不作為に係る申請の内容を、例えば次のように書いてください。

- 令和×年分所得税の更正の請求
- 令和×年分所得税の予定納税額の7月減額承認申請
- 令和×年分所得税×××円に対する納税の猶予の申請
- 相続税の延納申請

○ 所得税の減価償却資産の耐用年数短縮の承認申請

(8) 「2 審査請求の趣旨及び理由」欄

審査請求において、速やかに申請等に対する処分を行うよう、趣旨及び理由を具体的に書いてください。

(9) 「3 添付書類」欄

代表者等の資格を証する書面、審査請求の趣旨及び理由を裏付ける資料等この審査請求書に添付した書類の名称を箇条書きしてください。

(10) 「4 参考事項」欄

次のような事項を書いてください。

イ 処分が遅れたことにより特に生じている不利益がある場合には、その事情

ロ 申請をしてから審査請求をするまでの間に納税地に異動があった場合には、申請の際の納税地

(11) 「※整理欄」には、書かないでください。